



# 病児・病後児保育利用の手引

こどもが急に発熱！  
でも、今日は仕事休めないし…

病気のこどもを一人で寝かし  
ておくのは不安だなあ…



いつも預けている親戚も  
今日は難しそう…

どうしよう…

**「病児・病後児保育」は、そんな困ったときのための制度です！**

**令和3年10月から  
インターネットで予約ができるように  
なりました！**

詳しくは「3. 利用の流れ」をご確認ください。



**あずかるこちゃん**

病児保育ネット予約サービス

## 病児・病後児保育室「めぐみ」(埼葛クリニック内)

〒342-0037 吉川市富新田 245 電話 048-982-3381、FAX048-982-3382



## 「病児・病後児保育」とは？

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭において保育できない病気（回復期には至らないが、症状の急変が認められない場合）または病気回復期（症状が回復し、安定に向かっている場合）のお子さんを、かかりつけの医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合に、実施施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。

### 1. 利用条件(次のすべてを満たす児童が対象です。)



・市内在住、または市外在住で吉川市内の保育所、幼稚園、小学校などに通う児童

・生後3ヵ月から小学校3年生までの児童

・保護者の都合(仕事など)により家庭で保育ができない場合

・病気又は病気回復期（次のような状態）にある児童

- 日常的な疾病（感冒・消化不良等）・・・病気または病気回復期
- 感染性疾病（麻疹・風疹・水痘等）・・・他の児童に感染する恐れのある感染期を経過した以降
- 慢性疾患（喘息等）・・・・・・・・・・・・発作等がおさまった以降
- 外傷性疾患（熱傷等）・・・・・・・・・・・・症状が発生した以降

※ 感染症の場合は、病児・病後児保育室「めぐみ」にご相談ください。

### 2. 実施内容

定員	1日につき原則4人まで	※予約の先着順です。
保育時間	午前8時から午後6時まで	※延長保育は行っていません。
休日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）等	
料金	・ <u>保育料 1人あたり日額 2,000円</u> （5時間未満は 1,000円） ※一定条件を満たす場合には、 <u>申請により</u> 利用料が免除されます。 ・ 保育料のほかに実費負担（哺乳瓶の消毒にかかる衛生費など）が必要になる場合があります。	
利用期間	連続 <u>7日以内</u> （休日除く）	

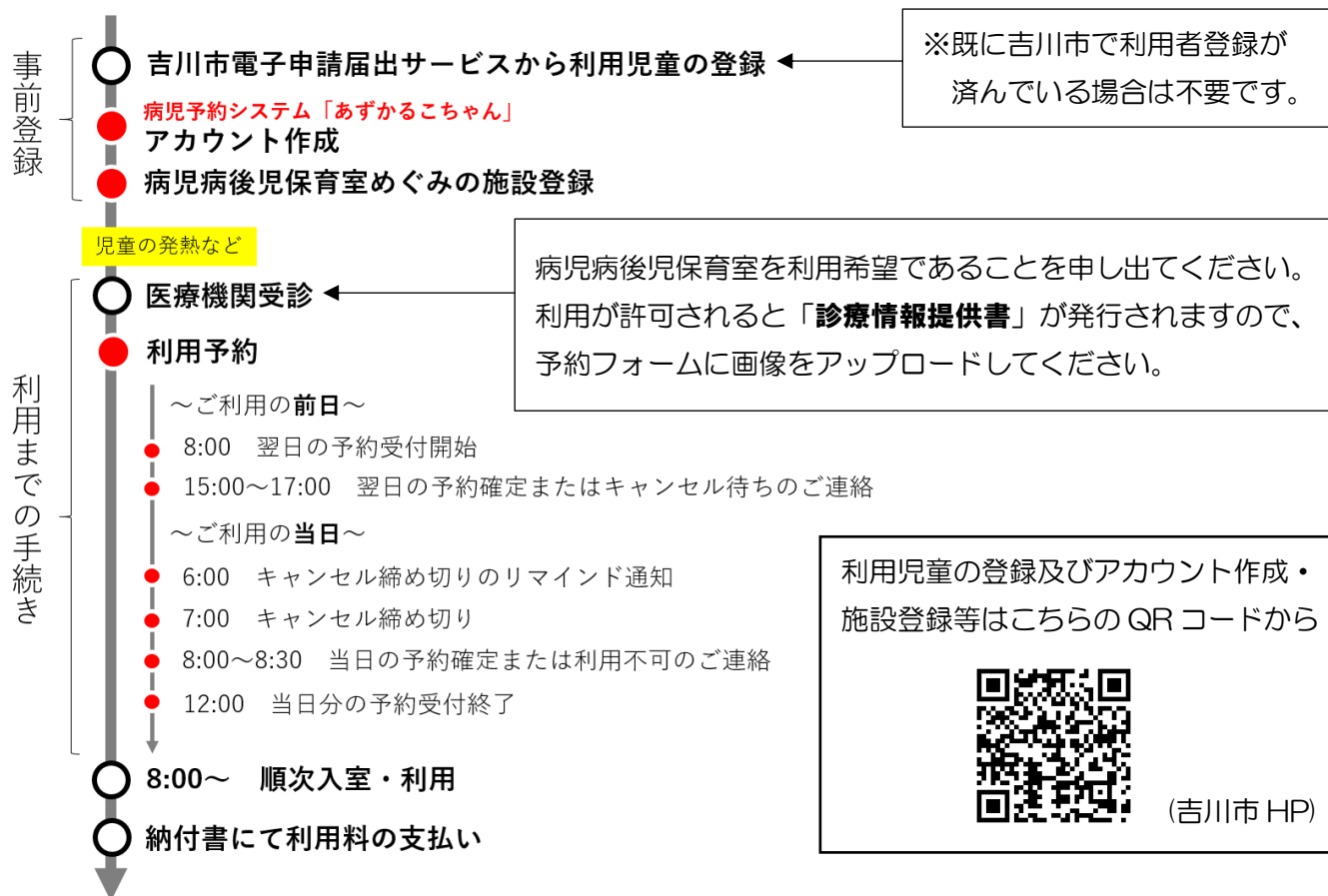
#### <利用料の免除>

次のいずれかに該当する場合に利用料の免除を受けることができます。

免除を希望する方は、必ず利用児童の登録後に申請を行ってください。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付の受給者

### 3. 利用の流れ



#### 【利用にあたっての注意事項】

- ・ 医療機関を受診する際には、病児病後児保育室を利用希望であることを申し出て、「診療情報提供書」の発行を依頼してください。（埼葛クリニックを受診する場合は、「診療情報提供書」の提出は不要です。）
- ・ 予約後に利用しないこととなった場合は、必ずキャンセルのお手続きを行ってください。
- ・ 入室が遅れる場合や当日の予約を行った場合は、速やかに電話でご連絡ください。なお、電話連絡がなく予約時間に入室されない場合は、予約を取り消すことがあります。
- ・ 診療情報提供書の提出があっても、当日の病状によっては利用をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 緊急の場合は保護者の了解のもと、埼葛クリニックを受診する場合があります。（医療費等は保護者負担となります。）

#### 【新型コロナウイルス感染予防のための利用基準】

次のいずれかに該当する場合は、医師の判断により当日の利用をお断りする場合があります。

- ・ 37.5度以上の発熱がある場合
- ・ 呼吸器症状（咳・痰・胸痛・呼吸困難・ぜい鳴・チアノーゼなどの症状）
- ・ 過去に37.5度以上の発熱があり、解熱後24時間経過していない場合、または呼吸器症状が改善されるまでの間

各種申請や様式のダウンロードは市HPから ⇒

吉川市 病児・病後児保育

検索



## 4. 入室時の持ち物

- ①診療情報提供書（埼玉クリニック以外の医療機関を受診された方）
- ②埼玉クリニック診察券（お持ちの方のみ）
- ③健康保険証・子ども医療費受給者資格証
- ④母子手帳
- ⑤薬（処方されたものすべて）・お薬手帳または薬の説明書
- ⑥着替えの服（上下 各2枚）・下着（肌着・パンツ 各2枚）
- ⑦昼食（1食）・おやつ（2回分）
- ⑧ハンドタオル・バスタオル 各2枚
- ⑨コップ
- ⑩飲み物（500ml入のペットボトル）未開封のもの2本以上
- ⑪ビニール袋（レジ袋可）3枚
- ⑫箱ティッシュ
- ⑬紙おむつ 10枚、おしり拭き1袋 ※おむつを利用するお子さんのみ
- ⑭食事前エプロン 2枚 ※エプロンを利用するお子さんのみ
- ⑮哺乳瓶またはマグカップ ※コップの利用に代えて利用するお子さんのみ
- ⑯ミルク（必要回数分を1回分ずつにして） ※ミルクのお子さんのみ

※ ⑧・⑨は、有料レンタルをすることができます。

※ ⑩～⑭は、保育室で購入（実費負担）することもできます。

※ レンタル料・金額等についてはめぐみにお問合せください。

### ～ 幼児教育・保育の無償化について ～

病児・病後児保育事業の利用料については、幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の対象となる場合があります。子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

対象者	次に該当する子どものうち、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業又は企業主導型保育事業を利用できていない子ども ・3歳から5歳の子どもの保育の必要性（※）がある子ども（3歳以上児） ・0歳から2歳の子どもの保育の必要性（※）がある非課税世帯の子ども（3歳未満児） ※認定事由が「育児休業」である場合は、病児・病後児保育事業の利用料は無償化の対象となりません。
給付内容	次の上限の範囲で、認可外保育施設等の利用に要した費用を支給します。 ・3歳以上児 上限月額 37,000円 ・3歳未満児 上限月額 42,000円
認定申請	利用月の前月10日までに、認定に係る申請書類を保育幼稚園課へご提出ください。 （申請書類は市役所のホームページに掲載又は保育幼稚園課にて配布しております。）
請求方法	施設を利用した日の属する月の翌月以降、利用施設が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添えて、利用子ども毎に1ヶ月分をまとめて請求書を市保育幼稚園課に提出してください。 ※病児・病後児保育事業の利用のほか、施設等利用給付の対象施設・事業の利用がある場合はまとめて請求してください。

お問合せ先

吉川市保育幼稚園課

電話：048-982-9528

病児・病後児保育室「めぐみ」

電話：048-982-3381